

占冠村各種委員の募集について

～占冠村むらびと条例検討委員を公募します～

日頃より村政推進につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、本村では、村民の皆様との「協働」による村づくりを進めるため、平成28年に「占冠村むらびと条例」を制定いたしました。

今年で施行から約10年を迎えたことに伴い、条例に基づく検討や見直しを進めるにあたり、公募委員を募集します。下記のとおり、応募いただきますようお願いいたします。

<応募資格>

占冠村に居住し、かつ、本村に住所を有する
満18歳以上の方

<募集人数>

2名程度

<委員任期>

委嘱の日から令和9年3月31日まで（予定）

<活動内容>

検討委員会への出席、条例の検証・改正案の検討

<報酬等>

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により支給します。

①報酬：日額2,400円（会議が3時間を超える場合は4,800円）

②費用弁償：旅費（交通費）

<応募締切>

令和8年7月10日まで

<応募方法>

別紙様式第1号（両面）の申込用紙に必要事項を記入の上、企画商工課企画担当またはトマム支所へご提出下さい。

<お問い合わせ先>

占冠村役場企画商工課 企画担当 （TEL56-2124 FAX56-2184）

むらびと条例とは？

「占冠村むらびと条例」とは、よりよい占冠村をつくっていくためのむらづくりの基本ルールです。

平成28年（2016年）6月に施行され、定期的に条例が占冠村にふさわしいものであり続けているかどうかを、村民を含めて検討することが定めており、令和3年に今回と同じように一度内容の見直しを行いました。